

加古川市監査委員	井ノ口 淳 一
加古川市監査委員	北 本 敏
加古川市監査委員	山 本 賢 吾
加古川市監査委員	谷 真 康

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項及び加古川市監査基準第20条の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

1 監査の対象

税務部（市民税課、資産税課、収税課、債権管理課）、中学校2校、小学校4校、教育総務部（教育総務課、学務課、学校施設課）、都市計画部（都市計画課、市街地整備課、まちづくり指導課、建築指導課、住宅政策課）及び幼稚園4園において、令和4年度から5年度に執行された事務事業を対象に監査を実施した。

2 監査の実施期間

令和5年8月16日から令和5年10月31日まで

3 監査の方法

今回の監査は、財務に関する事務が法令等に基づき適正に執行されているか、事務事業が効率的に執行されているかについて、各課等から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。

4 監査の結果

各所管の事務事業について、指摘すべき事項は見受けられなかった。